

平成31年度 第1回西宮市都市景観・屋外広告物審議会

【令和元年5月22日(水)午後2時00分から午後4時15分まで】

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 議題第1号 | 都市景観形成建築物の指定解除について（今西永兒邸）【諮問】※非公開 |
|-------|-----------------------------------|

| | |
|-------------|---|
| 議題第2号 | 関西学院周辺景観地区の決定案について【諮問】 |
| 審議結果 | ・原案について了承し、その旨答申を行う。 |
| 主な質問 意見等 | ・風致地区のような既存樹があり環境が整った場所では、樹木の大きさに応じた換算を行い、健全な成育環境で育てていくべきだと思う。今回、検討している換算数でもまだ少ないように感じるが、概ね妥当であると考えている。 |

| | |
|-------------|---|
| 議題第3号 | 景観重要建造物及び都市景観形成建築物等の指定について（関西学院）【報告】 |
| 主な質問 意見等 | ・中央広場空間の沿いにある、今回指定候補以外の建築物等についてはどのようにお考えか。 （事務局回答） ⇒今回の指定については、キャンパス創建当初の建築物等のみを対象に考えている。その他の建築物については、景観地区の基準で現状の景観（中央広場空間の質）の保全を図ることとしている。 |

| | |
|-------------|---|
| 議題第4号 | 景観重要樹木の指定について（関西学院他）【報告】 |
| 主な質問 意見等 | ・単体（点）として巨木を残す（保護樹木や景観重要樹木に指定）ことはできても、良好な景観を維持するために群として樹木を残す（保護樹木や景観重要樹木に指定）ことは非常に難しい。良好な景観を保全するには、景観上重要な樹木を群で残すことが大切であり、今回の取り組みは非常に素晴らしいことだと思う。ため池の部分については、協議が残っているとのことだが、ぜひとも頑張っていたきたい。 |

※議題1は、西宮市都市景観・屋外広告物審議会運営要領第5条第1項により、会議を非公開としました。